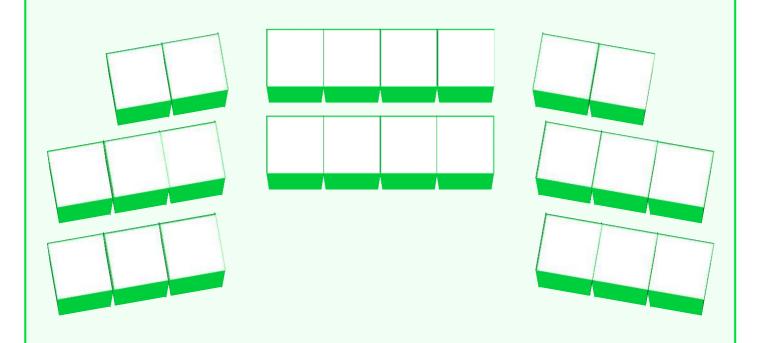
市議会リポート



青梅市議会事務局

議会日誌	- 1
行政視察報告	
議会運営委員会	- 6
議長会の動き	14
東京都市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	16
関東地区競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京都河川改修促進連盟	
東京都道路整備事業推進大会	
首都圏中央連絡自動車道建設促進会議	
青梅市議会新着図書目録	26
要綱・要領等の制定、改廃の状況	27
制定された要綱・要領	30
青梅市国民健康保険データヘルス計画および青梅市特定健康診査等実施	計画
策定検討委員会設置要綱 以下 14 件	

議 会 日 誌

<8月>	
1日(火)午前8:50	一般・特別会計、下水道事業会計、モーターボート競走事業
	会計決算および基金運用状況等審査[第3委員会室―山内
	監査委員]
午前10:30	関東地区競艇主催地議会協議会正副会長議会事務局長会議
	[ボートレース戸田―局長]
午前11:00	関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議
	[ボートレース戸田―局長]
午後 2:00	三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会[東京自治
	会館—山田(紀)議員、主査]
2日(水)午前 9:30	一般・特別会計、下水道事業会計、モーターボート競走事業
	会計決算および基金運用状況等審査[第3委員会室―山内
	監査委員]
午後 1:30	東京都市議会報研究会[昭島市役所一調査係長]
3日(木)午前10:30	三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会[東京自治
	会館—山﨑(哲)議員、調査係長]
午後 3:00	東京都市議会議長会定例総会[東京自治会館―島﨑議長、局
	長]
4日(金)午前11:00	第1回西多摩地域広域行政圏協議会審議会[市役所会議室—
	島﨑議長、鴨居議員、野島議員]
5日(土)午前10:30	第55回東京都市町村総合体育大会閉会式 [S&Dたまぐーセ
	ンター―島﨑議長、湖城副議長、鴻井福祉文教委員長、寺島
	福祉文教副委員長、局長]
午後 7:15	青梅市納涼花火大会[永山公園]
6日(日)午前8:00	多摩川1万人の清掃大会[中央会場(御岳渓谷)ほか17会場]
午後 6:00	あゆみえん納涼祭 [あゆみえん駐車場―島﨑議長]
7日(月)午後 7:00	第5回青少年友好親善使節団事前研修 団員決定通知交付式お
	よび出発式[市役所会議室―島﨑議長、寺島議員、山﨑(善)
	議員、野島議員]
10日(木)午後 1:00	第61回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会 [調布市グリ
	ーンホール―島﨑議長、湖城副議長、迫田環境建設委員長、

山﨑(哲)環境建設副委員長、局長]

13日(日)午前 9:00	青梅青少年剣道大会[塩船観音寺―島﨑議長]
17日(木)午前10:30	議会運営委員会行政視察[草加市役所、あきる野市役所]
22日 (火) 午前 9:00	決算審査講評 [庁議室―山内監査委員]
午後 1:20	東京たま広域資源循環組合視察[エコセメント施設、一般廃
	棄物最終処分場—鴨居議員]
23日(水)午前 9:00	新潟県柏崎市行政視察来訪 [第1委員会室―予算決算審査に ついて]
午後 3:00	文化複合施設整備特別委員会
24日 (木) 午後 1:30	三多摩上下水及び道路建設促進協議会要請行動 [東京都庁― 山﨑(哲)議員、局長]
24日(木)~25日(金)	全国都市監査委員会定期総会 [あきた芸術劇場ミルハス―山 内監査委員]
25日(金)午後 2:00	杉並区交流自治体議会議員研修会[杉並区役所—島﨑議長、 湖城副議長、局長]
26日(土)午後 1:30	東京高円寺阿波おどり[杉並会館―島﨑議長、局長]
29日(火)午後 3:00	議会運営委員会
30日(水)午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室—山内監査委員]
31日(木)午前10:00	定例記者会見[市役所会議室一島﨑議長、湖城副議長、次長]
31日(木)午前10:00	定例記者会見[市役所会議室一島﨑議長、湖城副議長、次長]
	定例記者会見[市役所会議室―島﨑議長、湖城副議長、次長] 青梅・奥多摩交通安全のつどい[霞共益会館―島﨑議員]
<9月>	
< 9月> 2日(土)午後 1:30	青梅・奥多摩交通安全のつどい [霞共益会館―島﨑議員]
< 9月> 2日(土)午後 1:30	青梅・奥多摩交通安全のつどい [霞共益会館―島﨑議員] 障がい者サポートセンター交流祭 [青梅市障がい者サポート
<9月> 2日(土)午後 1:30 3日(日)午前10:00	青梅・奥多摩交通安全のつどい [霞共益会館―島﨑議員] 障がい者サポートセンター交流祭 [青梅市障がい者サポート センター―島﨑議長、鴻井福祉文教委員長]
<9月> 2日(土)午後1:30 3日(日)午前10:00 4日(月)午後4:00	青梅・奥多摩交通安全のつどい [霞共益会館―島﨑議員] 障がい者サポートセンター交流祭 [青梅市障がい者サポート センター―島﨑議長、鴻井福祉文教委員長] 青梅市農業振興団体連絡協議会総会 [霞共益会館―島﨑議長]
<9月> 2日(土)午後1:30 3日(日)午前10:00 4日(月)午後4:00 6日(水)午前9:15	青梅・奥多摩交通安全のつどい [霞共益会館―島﨑議員] 障がい者サポートセンター交流祭 [青梅市障がい者サポート センター―島﨑議長、鴻井福祉文教委員長] 青梅市農業振興団体連絡協議会総会 [霞共益会館―島﨑議長] 議会運営委員会 令和5年市議会定例会9月定例議会 本会議 [議案・陳情審
<9月> 2日(土)午後1:30 3日(日)午前10:00 4日(月)午後4:00 6日(水)午前9:15 午前10:00	青梅・奥多摩交通安全のつどい [霞共益会館―島﨑議員] 障がい者サポートセンター交流祭 [青梅市障がい者サポート センター―島﨑議長、鴻井福祉文教委員長] 青梅市農業振興団体連絡協議会総会 [霞共益会館―島﨑議長] 議会運営委員会 令和5年市議会定例会9月定例議会 本会議 [議案・陳情審 議、一般質問]
<9月> 2日(土)午後1:30 3日(日)午前10:00 4日(月)午後4:00 6日(水)午前9:15 午前10:00 7日(木)午前9:40	青梅・奥多摩交通安全のつどい [霞共益会館―島﨑議員] 障がい者サポートセンター交流祭 [青梅市障がい者サポート センター―島﨑議長、鴻井福祉文教委員長] 青梅市農業振興団体連絡協議会総会 [霞共益会館―島﨑議長] 議会運営委員会 令和5年市議会定例会9月定例議会 本会議 [議案・陳情審 議、一般質問] 議会運営委員会
<9月> 2日(土)午後1:30 3日(日)午前10:00 4日(月)午後4:00 6日(水)午前9:15 午前10:00 7日(木)午前9:40 午前10:00	青梅・奥多摩交通安全のつどい [霞共益会館―島﨑議員] 障がい者サポートセンター交流祭 [青梅市障がい者サポート センター―島﨑議長、鴻井福祉文教委員長] 青梅市農業振興団体連絡協議会総会 [霞共益会館―島﨑議長] 議会運営委員会 令和5年市議会定例会9月定例議会 本会議 [議案・陳情審 議、一般質問] 議会運営委員会
< 9月> 2日(土)午後1:30 3日(日)午前10:00 4日(月)午後4:00 6日(水)午前9:15午前10:00 7日(木)午前9:40午前10:00 8日(金)午前10:00	青梅・奥多摩交通安全のつどい [霞共益会館―島﨑議員] 障がい者サポートセンター交流祭 [青梅市障がい者サポート センター―島﨑議長、鴻井福祉文教委員長] 青梅市農業振興団体連絡協議会総会 [霞共益会館―島﨑議長] 議会運営委員会 令和5年市議会定例会9月定例議会 本会議 [議案・陳情審 議、一般質問] 議会運営委員会 本会議 [一般質問]
< 9月> 2日(土)午後1:30 3日(日)午前10:00 4日(月)午後4:00 6日(水)午前9:15午前10:00 7日(木)午前9:40午前10:00 8日(金)午前10:00午後4:21	青梅・奥多摩交通安全のつどい [霞共益会館―島﨑議員] 障がい者サポートセンター交流祭 [青梅市障がい者サポートセンター一島﨑議長、鴻井福祉文教委員長] 青梅市農業振興団体連絡協議会総会 [霞共益会館―島﨑議長] 議会運営委員会 令和5年市議会定例会9月定例議会 本会議 [議案・陳情審議、一般質問] 議会運営委員会 本会議 [一般質問] 本会議 [一般質問] 予算決算委員会理事会

環境建設委員会

福祉文教委員会

13日(水)午前10:00 福祉文教委員会

14日(木)午前10:00 議会運営委員会協議会

15日(金)午前10:00 予算決算委員会

午前12:59 全員協議会 [<市長提出事項 > … 1.「第7次青梅市総合長期 計画(こども版)」の策定について、2.青梅市を当事者と した訴訟事件の概況について、3.一般社団法人こーよ青梅 の設立について、4.青梅市新学校給食センター整備の基

本・実施設計の経過報告について]

タブレット端末機操作研修会

17日(日)午前10:00 第34回西多摩地区消防大会[明星大学青梅キャンパス―島﨑議長]

午後 1:30 青梅市社会福祉大会[市役所会議室]

19日(火)午前10:00 議会運営委員会協議会

午前11:04 議会運営委員会

20日(水)午前9:15 議会運営委員会

午前10:00 本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]

午前10:26 総合病院建替特別委員会

22日(金)午前10:00 予算決算委員会

25日(月)午前10:00 予算決算委員会

26日(火)午前10:00 予算決算委員会

27日(水)午前10:00 予算決算委員会

28日(木)午後 1:30 例月出納檢查「市役所会議室—山内監查委員]

29日(金)午前 9:15 議会運営委員会

午前10:00 本会議 [議会運営委員会の中間報告、委員会議案審査報告、 委員会陳情審査報告、青梅市選挙管理委員及び補充員の選 挙]

30日(土)午前 9:00 青梅市敬老会[住友金属鉱山アリーナ青梅]

<10月>

2日(月)午前10:00 選挙管理委員及び補充員当選証書付与式 [議会会議室―島﨑議長、湖城副議長、局長、次長、庶務係長、庶務係主任]

午後 2:30 西多摩地区議長会議員研修会 [長岡コミュニティセンターホ

一ル―島﨑議長、湖城副議長、中野議員、山田(紀)議員、 寺島議員、茂木議員、ぬのや議員、みねざき議員、藤野議 員、目黒議員、山﨑(善)議員、片谷議員、長谷川議員、 山﨑(哲)議員、阿部議員、迫田議員、山田(敏)議員、 山﨑(勝)議員、鴨居議員、久保議員、山内議員、鴻井議 員、野島議員、局長、次長、庶務係長]

事務局長連絡会議「書面会議」

午後 4:30 定例会議 [長岡コミュニティセンター学習室―島﨑議長、局 長]

3日(火)午後 2:30 小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール審査 会「市役所会議室―迫田環境建設委員長]

4日(水)午後7:00 青梅市青少年友好親善使節団派遣報告会[市役所会議室—島 﨑議長、中野議員、寺島議員、茂木議員、久保議員、野島 議員]

5日(木)午前10:00 関東地区競艇主催地議会協議会監査会、役員会[ボートレース戸田―島﨑議長、局長]

午前10:00 福祉文教委員会

9日(月)午前 9:00 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰式 [住友金属鉱山アリーナ青梅―島﨑議長]

11日(水)午前10:00 青梅・羽村地区工業用水道企業団工業用水道事業会計決算審 査及び資金不足比率審査 [羽村市水道事務所―山﨑(善) 議員]

12日(木)午前9:00 定期監査説明聴取[各学校—山内監査委員]

12日(木)~13日(金) 全国都市問題会議「八戸市公会堂―野島議員]

17日(火)午前10:00 青梅市立総合病院新病院開院式「総合病院」

18日(水)午後 1:00 東京都市議会議会運営研究会 [千葉県流山市議会―議事係長]

18日(水)~19日(木) 関東地区競艇主催地議会協議会臨時総会・視察・情報交換会 [横浜ベイタワー、BTS横浜、ボートレース平和島―島 﨑議長、湖城副議長、鴨居総務企画委員長、局長]

20日(金)午後1:30 青梅市戦没者追悼式[永山公園忠霊塔—湖城副議長] 午後3:00 東京都市議会事務局長連絡会議「西東京市役所—局長]

22日(日)午前10:30 青梅市自立センターふれあいの集い [青梅市自立センターー 島﨑議長、湖城副議長、鴻井福祉文教委員長、寺島福祉文

教副委員長

23日(月)午後 1:00 第34回東京都道路整備事業推進大会「砂防会館―島﨑議長、 湖城副議長、迫田環境建設委員長、山﨑(哲)環境建設副 委員長、局長 24日(火)午後 1:15 東京たま広域資源循環組合議会ブロック代表者会議・定例会 全員協議会「東京自治会館―鴨居議員] 25日(水)午前10:00 青梅市都市計画審議会[市役所大会議室—寺島議員、茂木議 員、井上議員、ぬのや議員、藤野議員、目黒議員、長谷川 議員 全国市議会議長会研究フォーラム [北九州市―野島議員] 25日(水)~26日(木) 26日(木)午後 1:30 定期監查講評、例月出納検査「市役所会議室—山内監査委員」 午後 3:00 大多摩観光連盟通常総会 [プリモホールゆとろぎ―島﨑議長] 29日(日)午前10:00 青梅産業観光まつり[市役所―島﨑議長] 30日(月)午前10:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会「東京自治 会館—山田(紀)議員、庶務係主任] 午後 1:30 第32回首都圈中央連絡自動車道建設促進会議総会「砂防会館 一島﨑議長、局長〕 31日(火)午後 1:00 地域医療政策セミナー [都市センターホテル―山内議員]



行 政 視 察 報 告

議会運営委員会

議会運営委員会では、現在の議場システムの更新に当たり、社会環境等の変化に応じた新たな機能などを調査、研究し、市民に開かれた議会づくりを進める上で最適なシステムに更新するため「議場システムの更新」についてを所管事務調査事項とした。

調査、研究を進めるに当たり先進地への視察が必要であると考え、議場システムの 新規改修、更新を行った、埼玉県草加市議会および東京都あきる野市議会を視察する こととした。

なお、本視察については議会運営に大きくかかわることから、正副議長にも同行を 願った。

視 察 地 埼玉県草加市議会、東京都あきる野市議会

視察期日 令和5年8月17日(木)

視察事項 (1) 議場システムについて

(2) 議場システムおよびタブレット端末を活用した議会運営について

参加者 (委員長)阿部 悦博 (副委員長)鴻井 伸二

(委員) 寺島 和成、みねざき拓実、迫田 晃樹、 山田 敏夫、野島 資雄

(議長)島﨑 実 (副議長)湖城 宣子

(随行…遠藤次長、大島調査係長、中村議事係長、内藤主任)

欠席者 (委員) 片谷 洋夫

【草加市議会】

- 1 議場システムについて
 - (1) 導入の経緯、費用など

草加市は庁舎の建て替えを行い、令和5年5月に新しい庁舎がオープンし、市議会は6月定例会から新しい議場での議会が開会されたばかりである。

議場システムも最新のシステムが導入され、導入費用等は新庁舎建設工事全体の中で行われたことにより、個別の金額や業者選定の方法は不明とのことであった。業者は株式会社アセントのシステムが導入されており、保守点検は同社と随意契約により締結し故障の対応、年1回以上の定期点検を委託している。

(2) システムの必須とした仕様

ア 押しボタン式の電子採決システムを導入すること。

- イ 委員会のインターネット中継を導入すること。
- ウ 旧庁舎で使用していたシステムと同様の操作感であること。
- (3) 導入後に「ここはこうすればよかった」と感じた点
 - ア 議場の音響がよすぎて聞きづらいとの意見があった。(現在調整中)
 - イ インターネット中継の委員会室のカメラの画角 で全委員が映らない。(カメラを振って対応)
 - ウ 議場正面に可動式のスクリーンを設置したが、 音声が議場スピーカーと連動していない。
- (4) インターネット配信・議会中継 本会議は平成16年3月から、委員会(議会運営



電子採決システムのデモを視察

委員会および広報委員会を除く。) は令和5年6月から開始し、株式会社会議録 研究所に委託している。

(5) 音声文字変換システムの導入状況

議場モニターでの字幕表示はしていないが、ライブ配信時にAIによる字幕表示を令和4年8月から導入した。(固有名詞を登録することで変換精度がアップ)

(6) 特出した機能

ア 議場システム

- (ア) 議員のタブレット端末等の映像をスクリーンやモニターに表示できる。
- (4) 電子採決システムを導入したので各議員の賛否がリアルタイムで確認できる。インターネット中継にもシステム画面が表示されるので、各議員の賛否が起立よりわかりやすい。導入前は各議員の賛否を終了後に議運で再確認していたが、その必要がなくなった。

イ 議場設備・運用

- (ア) 1列目の議席および演台へのスロープの設置、車椅子に対応した昇降式の 演台、傍聴席のフラット化等、議場のバリアフリー化を実施した。
- (イ) 「しゃべれる傍聴席」の設置(防音室)
- (ウ) 開かれた議会を目指すため手続不要で傍聴を可能とした。(傍聴券の廃止)
- (7) 議会事務局のシステム操作

本会議は局長含め4人から5人で議場内に入っており、システム操作はその内の議事担当1人が対応している。

- 2 議場システムおよびタブレット端末を活用した議会運営について
 - (1) モニターへの資料表示について
 - ア 一般質問で議員からの依頼により資料をモニターに表示することができる。
 - イ 表示操作は議員、事務局どちらでも可能である。

- ウ 表示された資料は会議録には掲載しないため、資料がなくてもわかるよう各 議員は口頭で説明する。
- エ 資料は議会運営委員会の事前確認を必要としているが、現在のところ事例はない。
- (2) タブレット端末の活用・ペーパーレス化等
 - ア タブレット端末を導入するに当たりタブレット推進ワーキンググループを立 ち上げ、使用基準やペーパーレス化の範囲、導入スケジュール等を検討した。
 - イ 令和5年6月定例会より、ペーパーレス会議システムSideBooksを 導入し原則完全ペーパーレス化としているが、当初予算書、決算書等は希望者 のみ今年度は紙で配付している。
 - ウ 議員との連絡はLINE WORKSに一本化した。(一般質問の発言通告書の提出も可としている。)
- (3) 常任委員会等のオンライン会議の導入状況
 - ア 庁舎建て替えに併せ、オンライン委員会が開催できるようにシステムを整備 した。(ハード面整備済)
 - イ 令和5年2月定例会において委員会条例を改正し、オンラインによる委員会 の開催方法の特例(※1)を規定した。(令和5年6月1日施行)

※1【特例とは】

- ①感染症のまん延、災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると認める場合
- ②公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法での委員会の開会の求めがある場合

3 その他

- (1) 一般質問については、一問一答方式(事項方式)とし、議員一人当たりの持ち時間は、質問および答弁を合わせて80分以内(質問回数は一項目3回まで)としている。また、正副議長、議会選出監査委員、議会運営委員長は申し合わせで一
 - 般質問はしないこととしている。
- (2) 常任委員会にインターネット中継を 導入した令和5年6月定例会から1日 1常任委員会とした。理由としては、 3常任委員会を同時に開催するには、 中継システムを3セット整備しなけれ ばならないこと、また、傍聴しやすい 環境の整備を行うためとなっている。



草加市議会で最新の議場システムを視察した 正副議長および議会運営委員

【あきる野市議会】

- 1 議場システムについて
 - (1) 更新の経緯

議場の設備は、本庁舎完成(平成13年5月)以来20年以上が経過しており、カメラおよび録音・録画機器に故障が生じるなど、議会運営に支障を来たし始めていた。また、議場システムをコントロールするパソコンのOS(Windows XP)は、既にサポート期限が終了していることから、不測の事態を避け、安定した議会運営を行うため、議場システム等の設備改修を行い、令和3年9月定例会議から運用を開始している。

- (2) 更新にかかった費用
 - ア 契約方法および業者選定方法は、プロポーザルによる随意契約(7年間の債 務負担行為でのリース契約)※3者がプロポーザルに参加
 - イ プロポーザルの選定委員は正副議長、議会運営委員長、各常任委員長、議会 事務局長、企画政策部長の8人とした。
 - ウ システム業者は、株式会社レスターコミュニケーションズで、リース料は、 32,004,000円(月額381,000円×84か月)※税抜き価格
- (3) システムの必須とした仕様

ア 履行期間

6月定例会議終了後から9月定例会議開会までに工事を完了し、運用を開始する必要があったことから、改修期間を契約締結日の翌日から令和3年8月13日まで、試用期間を令和3年8月23日から令和3年8月31日まで、運用期間を令和3年9月1日から令和10年8月31日までと定めた。

イ 提案限度額

改修費、不要となる既存機器の撤去および廃棄費用、操作説明および研修にかかる経費、7年間の保守点検料ならびに、それらにかかるリース料等、議場改修にかかる全ての費用を含むものと定めた。

ウ 契約方法

議場の設備改修およびその後の運用にかかる費用については、7年間の賃貸借契約とし、受託候補者が指定したリース業者との契約を行い、賃貸借期間満了後は、 無償譲渡とすることを定めた。

(4) 導入後に「ここはこうすればよかった」と感じた点

市長不信任決議の際、議長が採決に加わる必要性が生じたが、議長席に採決ボタンを設置していなかったため、起立採決にせざるを得ない状況が生じた。(修繕を行い、現在は、議長席にも採決ボタンを設置している。)

(5) インターネット配信・議会中継

- ア インターネット映像配信システムは、本会議のみ録画配信している。(任期中 を目途に削除)
- イ インターネット中継は、現在、本会議のみ、管理職は自席端末で、一般の方は市役所1階市民課窓口およびロビーと6階議会図書室内のモニターで視聴することができる。
- ウ インターネット映像配信および録画中継ともに、議場で撮影した映像を利用 している。

(6) 特出した機能

ア 議場システムをコントロールしているパソコンにOSを用いない独自システムを導入したことにより、改修前のシステムのようなOSにより更新に支障が 生じることがない。

- イ オンライン会議に対応可能な仕様になっている。
- ウ タブレット端末と議場システムを接続することが可能であり、資料投影の ON・OFFは、議会事務局職員が操作するものの、議員自身が説明しながら、 資料のページめくり等の操作を行える仕様になっている。
- エ 会議の運営に際し、議場システムに複数のパターンを記録させることが可能であり、会議の種類(予算・決算特別委員会を含む。)が多くても、パターンごとに1回登録を行うことで、会議ごとに活用することができる仕様となっている。

(7) 議会事務局のシステム操作

議場内には、局長、次長および議事係2人の計4人が入っている。システムは、議事係2人のうちの1人が操作しているが、緊急時の対応や長時間操作する際の負担を考慮して、議事係の2人が、いつでも操作できる体制をとっている。



あきる野市議会より説明を受ける委員

- 2 議場システムおよびタブレット端末を活用した議会運営について
 - (1) モニターへの資料表示について
 - ア 議場の左右および傍聴者席の左右に設置している大型モニターに参考資料を表示している。議員の「モニターお願いします。」という合図で、議会事務局職員が、資料投影のON・OFFの操作を行い、グラフや写真などの資料のページめくり等の操作は、議員自身がタブレット端末で行っている。
 - イ 会議録には、資料は掲載されないため、議員は、説明の際、抽象的な言葉で はなく、会議録を意識して発言することになっている。

- ウ 議会事務局と調整の上、前日までに、議長または委員長の許可を得る必要が ある。また、前日までに、議会事務局とモニターへの資料投影について確認を 行うことになっている。
- (2) 電子採決システムの活用状況
 - ア 電子採決画面は、傍聴者に分かりやすいよう、議席レイアウトの表示になっており、賛成が青、反対が赤の表示となっている。
 - イ インターネット中継は本会議のみ視聴することができる。議場で撮影している映像と同じため、モニターに映った電子採決画面も確認することができる。
- (3) 議場システムの活用と市民の反応について
 - ア 議場システムは、オンライン会議に対応可能となっているので、通常、委員 会は委員会室で開催しているが、オンライン委員会に限り、議場で開催するこ とになっている。
 - イ 議場改修後の市民の反応は、傍聴席に2台の大型モニターを設置した点、 音響システムを改修した点などにより、より分かりやすい議会運営が行えてい るという声をいただいた。
- (4) タブレット端末の活用・ペーパーレス化等
 - ア タブレット端末導入時より、無料版のLINE WORKSを導入し、議員との連絡、議会スケジュールの共有等に活用している。なお、災害発生時における動画を用いた情報共有や執行部が行う議案説明会の動画配信なども行えるよう、令和3年9月からは有料版に切り替えている。
 - イ 会議の開催通知、日程、資料等をタブレット端末(SideBooks)に 保存し、資料を保存した旨をLINE WORKSにより議員に周知している。 (資料は公開日時の設定、LINE WORKSは既読確認が行える。)
 - ウ 常任委員会等の審査報告、一般質問の資料等をタブレット端末に保存し活用している議員もいる。
 - エ ペーパーレス化を推進しているが、ページ数の多い予算書や決算書等は、半 数以上の議員が紙資料の配付を希望しており、完全なペーパーレス化には至っていない。
- (5) 常任委員会等のオンライン会議の導入状況
 - ア オンラインを活用した委員会等が開催できるよう環境を整備した。
 - イ オンラインでの出席事由としては、災害時と感染症の場合に限り認めること としているが、現在のところ事例はない。
 - ウ 本会議の一般質問にオンラインで出席することについては、理論上は、対応 可能だが、運用方法などについて議論していない。

(6) 議会タブレット端末のルール規定について

タブレット端末は、令和3年4月1日より導入しており、「あきる野市議会における端末機等の利用及び管理に関する基準」を定めている。また、充電やボリュームの設定等、会議開催前に行うことや、会議中の禁止事項などを定めた、タブレット端末の使用上の注意事項も作成し、議員に周知している。

3 その他

一般質問については、併用制方式(1回目の質問は、質問事項の全てを質問し、 2回目以降は、一問一答方式)とし、議員一人当たりの持ち時間は、質問および答 弁を合わせて60分以内としている。質問回数については、質問者、答弁者の協力を 前提として、回数制限は設けていない。



あきる野市議会の議場システムを視察した正副議長および議会運営委員 ※あきる野市議会の村野議長と増﨑副議長にも同席いただいた。

【視察を終えて】

草加市議会においては、新庁舎での新たな議会がスタートしたばかりの中、小川議長より御挨拶いただくとともに、事務局より丁寧な説明を受けた後、議場システムや設備等を視察させていただいた。また、あきる野市議会においては、村野議長および増﨑副議長に御対応していただくとともに、事務局より丁寧な説明を受けた後、インターネット中継による常任委員会のデモを実演していただいた。両市議会を視察し、大きな収穫を得ることができたと考えている。

ここに改めて、今回の視察に御協力いただいた両市議会に感謝申し上げたい。

草加市議会においては、最新の議場システムを導入しインターネット中継、電子採決、議場へ大型スクリーンやモニターを設置しタブレット端末と連動させ資料を投影できる等、市民に開かれた議会となるよう様々な工夫がされていた。また、議場のバリアフリー化、しゃべれる傍聴席の設置等、傍聴者にやさしい作りとなっていた。

あきる野市議会では既存のシステムを更新し約2年を経過したところであったが、 OSに依存しないシステムの導入、オンライン会議を見据えたシステムの構築、特に 旧システムから新システムへの更新を限られた期間の中で実施したこと等、議場シス テムを更新するにあたり、大変参考となった。

結びに、今回の両市議会の視察により、青梅市議会における議場システムを更新する際には、議員や議会のためだけではなく、議会運営の効率化や市民のための観点を置き忘れないよう、システム更新を進めて行きたい。そのためには、議会運営委員会の委員に限らず、議員全体で考察し市民に分かりやすく開かれた議会づくりを目指して進めていきたい。

また、AIによる文字変換した字幕表示やシステムとタブレット端末を連携させる等、社会環境等の変化に応じた新たな機能を追加した議会運営に取り組むこととしたい。

(議会運営委員長 阿部 悦博)

議長会の動き

東京都市議会議長会

- 8月2日(水) 議会報研究会
- * 演題 「カメラを手にして技術を学ぼう ~実務に役立つ技法と写真表現~」 講師 公益社団法人 日本写真家協会 写真展事業担当理事 川村 容一 氏
- 8月3日(木) 定例総会
- * 報告事項(了承) 会務報告以下9件
- * 協議事項(承認)
 - 1 都県提出議案について
 - 2 令和5年度東京都市議会議長会歳入歳出予算(補正第1号)(案)について
- * その他
 - 1 令和5年度東京都市議会議長会関係役員について
 - 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 10月18日(水) 議会運営研究会
- * 視察先 千葉県流山市議会
- * 視察事項 ICT技術を活用した『市民に開かれた市議会』の取り組みについて
- 10月20日(金) 事務局長連絡会議
- * 協議事項
 - 1 令和6年度東京都市議会議長会事業計画(案)について
 - 2 令和6年度東京都市議会議長会負担金(案)について
 - 3 令和6年度東京都市議会議長会歳入歳出予算(案)について
 - 4 令和6年度東京都市議会議長会関係役員(案)について

西多摩地区議長会

- 10月2日(月) 議員研修会、事務局長連絡会議、定例会議
- ○議員研修会

- * 演題 「カッコいい消防団員 ~消防団活動の充実と充足率の向上~」
- * 講師 総務省消防庁消防団等強化アドバイザー 丸山 正美 氏
- ○事務局長連絡会議
- * 協議事項(了承)
 - 1 定例会議の運営について
 - 2 その他
- ○定例会議
- * 報告(了承)
- * 議題(原案どおり決定)
 - 1 賀詞交歓会について
 - 2 令和6年度の運営について
 - 3 その他



各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

- 8月1日(火) 正副会長議会事務局長会議・事務局長会議
- ○正副会長議会事務局長会議
- * 報告事項 会務報告について
- * 協議事項
 - 1 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算書(案)について
 - 2 令和5年度の運営及び行事予定について
 - 3 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算書(第1号)(案) について
- * その他
 - 1 関東地区競艇主催地議会協議会令和5年度役員一覧
 - 2 関東地区競艇主催地議会協議会名簿
 - 3 令和6年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金予定額
 - 4 令和4年度施行者別売上調べ
 - 5 令和5年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿
 - 6 令和5年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事予定
 - 7 会長(全国・関東)及び定期総会設営議会一覧
- ○事務局長会議
- * 報告事項(了承) 会務報告について
- * 協議事項(了承)
 - 1 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算書(案)について
 - 2 令和5年度の運営及び行事予定について
 - 3 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算書(第1号)(案) について
- * その他
 - 1 関東地区競艇主催地議会協議会令和5年度役員一覧
 - 2 関東地区競艇主催地議会協議会名簿
 - 3 令和6年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金予定額

- 4 令和4年度施行者別売上調べ
- 5 令和5年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿
- 6 令和5年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事予定
- 7 会長(全国・関東)及び定期総会設営議会一覧

10月5日(木) 監査会・役員会

- ○監査会
- * 議題(了承)
 - 1 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
 - 2 その他
- ○役員会
- * 報告事項(了承) 会務報告について
- * 協議事項(了承)
 - 1 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算(案)について
 - 2 令和6年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金(案)について
 - 3 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算(第1号)(案) について

10月18日(水)~19日(木) 臨時総会・視察

- ○臨時総会
- * 報告事項(了承) 会務報告について 以下2件
- * 協議事項
 - 1 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について(原案どおり認定)

歳 入 予算額 515万3255円 決算額 515万2307円 歳 出 予算額 515万3255円 決算額 445万2938円 差引残額 69万9369円(翌年度へ繰り越し)

- 2 令和6年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金について(原案通り決定) 青梅市議会は、21万5000円。
- 3 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算(第1号)について(原案どおり決定)

歳入、歳出ともに予算額に4万9369円を増額し、補正後の予算額を315万7369

円にしようとするもの。

- * その他
 - 1 令和5年度の運営及び行事予定(案)について
 - 2 その他
 - (1) 関東地区競艇主催地議会協議会令和5年度役員一覧
 - (2) 関東地区競艇主催地議会協議会名簿
 - (3) 令和5年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿
 - (4) 令和5年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事日程
 - (5) 会長(全国、関東)及び定期総会設営議会一覧表
 - (6) 令和6年度全国競艇主催地議会協議会分担金

○視察

* 視察先 BTS横浜、ボートレース平和島

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

- 8月1日(火) 第3委員会
- * 会務報告(了承)
- * 協議事項(原案どおり決定)
 - 1 令和5年度第3委員会活動計画(案)について
 - 2 国・東京都に対する陳情書(案)について
 - 3 その他
- 8月3日(木) 第2委員会
- * 会務報告(了承)
- * 協議事項(原案どおり決定)
 - 1 令和5年度第2委員会活動計画(案)について
 - 2 国・東京都に対する陳情書(案)について
 - 3 その他
- 8月24日(木) 要請行動
- * 要請(陳情書の提出)
- 10月30日(月) 第3委員会

- 東京都建設局職員による講演
- * 演題 「多摩地域における都市計画道路の整備について」

東京都河川改修促進連盟

8月10日(木) 総会及び促進大会

- 総会
- * 議事
 - 1 令和4年度事業報告(了承)
 - 2 令和4年度歳入歳出決算(原案どおり認定)

歳 入 予算額 915 万 3340 円 決算額 915 万 2406 円 歳 出 予算額 915 万 3340 円 決算額 277 万 4988 円 差引残額 637 万 7418 円(翌年度へ繰り越し)

- 3 令和4年度会計監査報告(了承)
- 4 令和5年度事業計画(案)(原案どおり決定)
- 5 令和5年度歳入歳出予算(案)(原案どおり決定)歳入、歳出ともに 913万 9418 円
- * 河川事業説明 東京都建設局河川部長
- * 下水道事業説明 東京都下水道局計画調整部長
- 〇 促進大会
- * 意見発表 中野区、町田市、小平市
- * 大会官言

治水対策は、国民生活の安定と国土の保全及び発展の根幹となる、重要な社会 資本整備である。「令和元年東日本台風」では、記録的な豪雨により東日本各地で 河川の氾濫や土砂災害が発生するなど甚大な被害をもたらした。東京都において は、25区市町村で大雨特別警報が発表され、7河川で溢水するとともに内水氾 濫も合わせ、国管理河川の多摩川からの溢水による浸水被害は61棟であり、防 災・減災対策の必要性を再認識させられたところである。

地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、今後も水災害の激甚化、頻発化が

予測され、増大する災害リスクへの対策が求められている。このような状況の下、東京都においては、平成29年に設置した「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」等により、区市町村をはじめとする関係機関と連携しながら、減災への取組の強化を進めているところである。特に治水対策の根幹である河川や下水道等の管理者が行うハード対策を進めるにあたっては、住民への説明を行いながら事業の加速化と充実強化を図る必要がある。

東京都では、平成24年11月に目標整備水準を引き上げ、年超過確立20分の1に対応することを目標とし、護岸や調節地等の整備を行うなど安全度の向上を図っている。

しかし、国の財政は依然として厳しい状況が続いており、被災地への対応や老 朽化したインフラ更新等への支援はもとより、予防的な対策として加速度的に実 施すべき河川整備や下水道整備に対する十分な予算配分が必要である。

厳しい財政状況下においても、治水対策に必要な財源を確保し、東京全域の河川 改修や下水道整備を早期に実現し、安全で潤いがある豊かな生活環境を築くことこ そ、本連盟が長年にわたり訴え続けてきた最重要課題であり優先すべき施策である。

ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、千代田区、港区、新宿区、 文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板 橋区、練馬区の14区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、 町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清 瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市の21市、 瑞穂町、日の出町の2町及び檜原村の各地域住民は、その総意をもって、国会及び 政府並びに東京都に対し、東京全域の河川改修の早期実施など、治水対策の促進を 強く要望し、この実現の邁進するものである。

* 大会決議

我々は、水害をなくし、『安全で豊かな住み良い生活環境』及び『水と緑豊かな 潤いあふれる水辺環境』の創出を図るため、ここに、東京河川改修促進連盟促進大 会を開催し、その総意に基づき、国会及び政府並びに東京都に対して、次の事項を 強く要望する。

記

- 一 激甚化·頻発化する豪雨災害から都民の命と暮らしを守る総合的な治水事業の 協力な推進
- 一 目標整備水準に対応した河川整備の早期実現
- 一 内水氾濫に対する下水道整備の推進
- 一 水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境の整備

- 一 迅速な避難に資するためのソフト対策の協力な推進
- 一 都市河川改修及び下水道整備の推進に必要となる財源の確保 決議する。

東京都道路整備事業推進大会

10月23日(月) 推進大会

* 意見発表

港区、武蔵野市、武蔵野商工会議所

* 大会宣言

首都東京は、人やモノ、企業が集積し、日本経済の牽引役であることから、国際競争力を維持・向上させる必要がある。

その東京の道路は、都民生活や都市活動を支える根幹的な都市基盤であるが、 その整備は未だ不十分であり、慢性的な交通渋滞に加え、鉄道による交通の遮断 や沿道環境問題、既存道路インフラの老朽化対策等、取り組むべき喫緊の課題が 山積している。

また、電子商取引の増加により、物流の需要は一層増している中、物流業界に おける「2024年問題」が目前に迫っている。そのため、道路の重要性を改め て認識し物流を滞らせないための対策が必要となっている。

このような状況を打開し、東京をより活力のある都市としていくためには、東京外かく環状道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を着実に推進し、 広域的な重要物流道路等の機能強化により、安定的かつ効率的な輸送の確保を図 る必要がある。

あわせて、連続立体交差事業・橋りょう整備・交差点改良等のボトルネック対策、道路インフラの老朽化対策、緑豊かで安全な歩道・自転車通行空間の整備、バリアフリー化、通学路の安全対策の推進や、沿道のまちづくりと一体となった道路整備等、多様な施策も必要不可欠である。

さらに、激甚化する風水害や大規模地震の発生が想定されるなか、強靭で持続可能な都市の形成に向けて、防災力の向上に資する延焼遮断帯の形成や無電柱化 も、早急に進めなければならない。

また、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」は令和3年度から令和7年度の5年間であるが、この対策をより効率的に実現するため、当初予算をはじめ十分な予算措置や、今後も継続した国の支援が不可欠である。

これらの施策を実現するためには、必要な財源を安定的に確保し、集中的に投入することが極めて重要である。

東京の全ての区市町村は、ここに第34回東京都道路整備事業推進大会を開催し、 その総意をもって国会及び政府並びに東京都に対して、その推進を提案し要求する ものである。

* 大会決議

東京の道路は、物資輸送を支え、都民生活の安全安心を確保し、大きなストック効果をもたらす等、極めて重要な役割を担っている。また、デジタル社会の進展や新型コロナウイルス感染症を契機に物販系電子商取引が急増したことなどにより、物流は更に必要不可欠となっている。首都東京の慢性的な交通渋滞を解消し、交通、物流の円滑化による、日本経済の活性化を図るとともに、大規模災害時の複数ルートの確保等、防災性の向上に向け、道路整備に関する次の施策を推進すること。加えて、その役割を適切に評価し、真に必要な事業に対する財源を安定的、継続的に確保すること。

- 一 東京外かく環状道路や直轄国道をはじめとする幹線道路ネットワークの整備 を推進すること。
- 一 平常時。災害時に関わらず安定的な輸送を確保するため、拠点間をつなぐ重要物流道路、代替・補完路の機能強化や重点支援を図ること。
- 一 安全で円滑な道路交通を図るため、連続立体交差事業及び新交通等の整備を推 進すること。
- 一 多摩川等の橋梁整備や開かずの踏切対策及び交差点改良等、ボトルネック対策 を推進すること。
- 一 強靭で持続可能な都市の形成に向け、木造住宅密集地域における延焼遮断等に 大きな効果がある特定整備路線の整備を推進するとともに、都内全域で無電柱化 を一層推進すること。
- 一 区市町村施行の道路整備及び道路インフラに老朽化対策に対する、技術的・財 政的支援を着実に行うこと。
- 一 歩道・自転車通行空間の整備、バリアフリー化、及び通学路等の交通安全対策 を一層推進すること。
- 一 土地区画整理事業や市街地再開発事業、沿道一体整備事業による道路整備を推進すること。
- 一 令和3年度から令和7年度は、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化 対策を確実に実施していくため、当初予算をはじめ必要な財政措置を行うととも に、改正国土強靭化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、継続

的・安定的に国土強靭化を推進できるよう必要な予算・財源を別枠で確保すること。

- 一 道路関係予算について、令和6年度要求額を満額措置するとともに、令和5 年度必要額は、補正予算等を早期に編成し、確保すること。
- 一 交通、物流の円滑化のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。

決議する。

首都圏中央連絡自動車道建設促進会議

10月30日(月) 総会

* 意見発表

成田国際空港株式会社 玉木専務取締役

* 大会決議

道路は、国民生活を豊

かにし、活力ある社会経済活動を支える最も基本的な社会資本であり、その整備に対して国民から強い期待が寄せられれている。

しかし、首都圏の多くの道路では、交通渋滞による多大な時間損失、経済損失 のほか、沿道環境の悪化など、国民の生活や産業活動に深刻な影響を与えている。 これらを改善するため、都市機能を回復し、地域経済に好循環をもたらす首都

圏三環状道路をはじめとする高速道路ネットワークを早急に構築する必要がある。

特に首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の整備は、経済活動の生産性を向上させ、生産拡大に資するとともに、企業立地の促進や新たな観光需要の創出など、経済に好循環をもたらすストック効果を発揮し、国際競争力の強化や地方創生の実現に資するなど極めて有用である。

さらに、令和元年房総半島台風では、三環状道路の整備により、リダンダンシーが強化され、放射道路が寸断した場合の都心への迂回経路が確保されたことを踏まえ、今後予測される首都直下地震などの大規模災害時における交通機能を確保し、我が国の交通の東西分団を防ぐためにも、圏央道全線の早期完成が不可欠である。

首都圏中央連絡自動車道建設促進会議は、コロナ禍からの回復に向けた地域経済の復興を実現するとともに、ストック効果を最大限発揮させるためにも、圏央道の整備について次の事項を強く要望する。

首都圏中央連絡自動車道建設促進会議は、コロナ禍からの回復に向けた地域経済の復興を実現するとともに、ストック効果を最大限発揮させるためにも、圏央道の整備について次の事項を強く要望する。

- 一 釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジ(仮称)間、栄インターチェンジ・ジャンクション(仮称)から藤沢インターチェンジ間及び大栄ジャンクションから松尾横芝インターチェンジ間について、より一層事業を推進することにより、早期かつ確実に全線を開通させること。
- 一 暫定二車線区間の幸手インターチェンジから境古河インターチェンジ間及び 坂東インターチェンジから大栄ジャンクション間については、早期に四車線化 を完了させること。さらに、松尾横芝インターチェンジから木更津東インター チェンジ間については、時間信頼性の確保や事故防止、ネットワークの代替性 確保の観点に加えて、ネットワークの機能拡充による生産性向上の視点も踏ま え、早期に四車線化を図ること。特に事業化されている松尾横芝インターチェ ンジから東金ジャンクション間については一日も早く四車線化工事に着手する こと。
- 一 つくばスマートインターチェンジ(仮称)及びかずさインターチェンジ(仮称) について、早期整備を図るとともに、圏央道と成田空港を直結する新たなインターチェンジについて、具体化が図られるよう必要な助言を行うこと。
- ー 坂東パーキングエリア (仮称)、神崎パーキングエリア (仮称)及び山武パーキングエリア (仮称)、佐山パーキングエリア拡張について、道路利用者のサービス向上のためにも、早期共用を図ること。
- 一 直轄事業の推進と併せて、高速道路会社を積極的に活用し、早期完成を図ること。
- 一 自然環境、沿道環境等に十分な配慮を行うこと。
- 一 圏央道を含む首都圏の高速道路の料金体系について、引き続き、交通等に与える影響を検証した上で、利用者の負担増への配慮や物流の効率化の観点も含め、 一体的で利用しやすい料金体系の実現に取り組むこと。
- 一 圏央道をはじめとする首都圏三環状道路やそれらのアクセス道路などの整備 については、人・物の平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため基 幹となる高速道路ネットワークの強化に資する事業であることから、重点的な投 資を図ること。
- 一 予防保全型メンテナンスを持続的に実施するために必要な予算と新たな財源 を確保すること。
- 一 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源を例年

以上の規模で確保、計画的に事業を推進するとともに、5か年加速化対策完了 後においても、改正国土強靭化基本法を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの 下、継続的・安定的に国土強靭化を推進できるよう必要な予算・財源を別枠で 確保すること。

一 資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも必要な道路整備・管理が 長期安定的に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、令和六年度道 路関係予算は、所要額を満額確保すること。 決議する。



青梅市議会新着図書目録

分類 番号	書	名		著	編	者			発	行	所		発行年	版型
318	青梅市例規類集 (令和5年度版)	第1巻		梅 ī 書	市 総 法	務制		青		梅		市	令和 5	A4
318	青梅市例規類集 (令和5年度版)	第2巻			市 総 法			青		梅		市	令和 5	A4
318	青梅市例規類集 (令和5年度版)	第3巻			市 総 法			青		梅		市	令和 5	A4
349	市税概要 令和 5	5年度版	青	梅礻	市市	〕民	部						令和 5	A4
365	青梅市マンション 推進計画	/ 管理適正化	都住	市	整宅	備	部課	青		梅		市	令和 5	A4
369	 高齢者のくらしの 和4年度からの変		青		梅		市	青		梅		市	令和 5	A4
373	令和5年度青梅市 の事務点検評価 分事業対象)				教育 教育			青格	事市書	教育	委員	会	令和 5	A4
375	青梅市いじめ防』 いじめの根絶に向		青林	毎市	教育	委員	会	青柏	毎市	教育	委員	会	令和 4	A4
498	病院年報 令和 4	4年度版	青柏	毎市	立総	合症	病院	青村	毎市	立総	合症	院	令和 5	A4
518	多摩地域ごみ実態 2022(令和4)年				市調			東自	京治				令和 5	A4
518	多摩地域ごみ実態 2022(令和4)年		東自					東自	京治				令和 5	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

<令和5年8月~令和5年11月1日現在>

	区分	所管
青梅市寄付金の取扱いに関する要綱	改正	財政課
青梅市材料検査実施基準	改正	検査担当
青梅市DX人材育成研修業務委託プロポーザル選定委員会設置 要綱	廃止	DX推進課
青梅市RPA導入支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要 綱	廃止	DX推進課
青梅市DX推進本部設置要綱	改正	DX推進課
青梅市行財政改革推進本部設置要綱	改正	DX推進課
青梅市庁舎管理業務員服務要綱	改正	総務契約課
青梅市会計年度任用職員人事評価実施要綱	改正	職員課
青梅市職員のハラスメント防止等に関する要綱	改正	職員課
青梅市職員希望降任制度実施要綱	改正	職員課
青梅市職員自主研究活動助成要綱	改正	職員課
青梅市特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱	改正	職員課
青梅市幼児・児童用自転車ヘルメット購入費用助成事業実施要 綱	改正	交通政策課
青梅市市民センターLED化ESCO事業プロポーザル選定委 員会設置要綱	廃止	市民活動推進課
青梅市国民健康保険データヘルス計画および青梅市特定健康診 査等実施計画策定検討委員会設置要綱	制定	保険年金課
第3期青梅市国民健康保険データヘルス計画等策定支援業務委 託および令和6年度国民健康保険医療費適正化事業業務委託に かかるプロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	保険年金課
青梅市債権管理適正化に関する指針	改正	収納課
青梅市債権管理適正化検討委員会設置要綱	改正	収納課
青梅市ゼロカーボンシティ推進本部設置要綱	改正	環境政策課
青梅市環境推進会議設置要綱	改正	環境政策課

件名	区分	所 管		
青梅市ごみ収集カレンダー広告掲載取扱基準	改正	清掃リサイクル課		
青梅市緑の基本計画検討委員会設置要綱	制定	公園緑地課		
青梅市交通公園敷地の施設整備検討委員会設置要綱	制定	公園緑地課		
令和5年度青梅市電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金支 給事業実施要綱	改正	地域福祉課		
青梅市地域密着型サービス事業所開設準備経費等支援事業補助 金交付要綱	改正	介護保険課		
青梅市地域密着型サービス整備助成事業補助金交付要綱	改正	介護保険課		
青梅市高齢者温泉保養施設利用助成事業実施要綱	改正	高齢者支援課		
青梅市健康増進ポイントアプリ運営業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	健康課		
青梅市帯状疱疹予防接種実施要綱	制定	健康課		
青梅市インフルエンザ予防接種実施要綱	改正	健康課		
青梅市感染症対策本部設置要綱	改正	健康課		
青梅市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱	改正	健康課		
青梅市带状疱疹予防接種実施要綱	改正	健康課		
青梅市風しん等予防接種実施要綱	改正	健康課		
青梅市母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 実施要綱	改正	子育て応援課		
青梅市母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 実施要綱	改正	子育て応援課		
青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業利用者負 担金減免認定基準	改正	こども育成課		
青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業利用者負 担金減免認定基準	改正	こども育成課		
青梅市特定教育・保育等および特定子ども・子育て支援実費徴 収にかかる補足給付事業費補助金交付要綱	改正	こども育成課		
青梅市一時預かり事業利用者補助金交付要綱	改正	こども育成課		
令和5年度青梅市物価高騰に伴う幼児教育・保育施設副食費補 助金交付要綱	制定	こども育成課		
令和5年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事 業補助金交付要綱	制定	こども育成課		

	区分	所 管
令和5年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要 綱	制定	こども育成課
青梅市認証保育所運営補助要綱	改正	こども育成課
青梅市病児保育等事業実施要綱	改正	こども育成課
青梅市ブックスタート事業実施要綱	訂正	こども家庭センター
青梅市産後ケア事業実施要綱	改正	こども家庭センター
青梅市出産・子育て応援事業実施要綱	改正	こども家庭センター
青梅市要保護児童対策地域協議会設置要綱	改正	こども家庭センター
青梅市特定不妊治療費(先進医療)助成金交付要綱	制定	こども家庭センター
青梅市新規就農者育成総合対策資金交付要綱	制定	農林水産課
青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱	廃止	農林水産課
令和5年度青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援補助金交付 要綱	制定	農林水産課
青梅市公営住宅管理システムプロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	住宅課
青梅市議会議場会議システム改修業務委託プロポーザル選定委 員会設置要綱	制定	議会事務局
青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要 綱	制定	教育総務課
青梅市副校長支援員取扱要綱	改正	指導室
青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会設置要綱	制定	社会教育課
青梅市生涯学習推進本部設置要綱	改正	社会教育課

制定された要綱・要領

青梅市国民健康保険データヘルス計画および 青梅市特定健康診査等実施計画策定検討委員会設置要綱

1 設置

第3期青梅市国民健康保険データヘルス計画および第4期青梅市特定健康診査等 実施計画(以下「データヘルス計画等」という。)の策定を行うため、青梅市国民健 康保険データヘルス計画および青梅市特定健康診査等実施計画策定検討委員会(以 下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) データヘルス計画等の策定に関すること。
- (2) その他データヘルス計画等に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。
 - ア 委員長 保険年金課長
 - イ 副委員長 健康課長
 - ウ 委員 保険年金課給付係長、保険年金課後期高齢者医療係長、健康課特定健 診係長、健康課主査、高齢者支援課包括支援係長および高齢者支援課主査
- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。
- 4 委員長の職務および代理
 - (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

6 報告

委員会は、検討結果を青梅市長および青梅市国民健康保険運営協議会に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、保険年金課が処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年10月10日から実施し、第6項の規定による結果の報告 のあった日の翌日をもって廃止する。

青梅市緑の基本計画検討委員会設置要綱

1 設置

都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定による緑地の保全 および緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)の改定に 際し、関係各課が緊密な連携と調整を図り必要な事項の検討を行うため、青梅市 緑の基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 緑の基本計画の改定に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 組織

(1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 委員長 環境担当部長

- イ 副委員長 公園緑地担当課長および企画政策担当課長
- ウ 委員 防災担当課長、環境政策担当課長、農林水産担当課長、シティプロ モーション担当課長、都市計画担当課長、都市整備管理担当課長および土木 担当課長
- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員にすることができる。

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員が出席できないときは、当該委員と同じ部署に所属する者の中から、当該委員が指名する代理のものを出席させることができる。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 部会

- (1) 委員会は、第2項各号に掲げる専門的事項の検討を行うため、部会を置くことができる。
- (2) 部会の構成および運営に関しては、委員会が定める。

7 報告

委員長は、青梅市長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、公園緑地担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、令和5年11月1日から実施する。

青梅市交通公園敷地の施設整備検討委員会設置要綱

1 設置

この要綱は、青梅市交通公園(以下「交通公園」という。)敷地の新たな施設整備について、利用者の健康増進、健康長寿等を図り、 今後も長きにわたり地域に愛される施設となるために必要な機能 およびその配置を検討するため、青梅市交通公園敷地の施設整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について策定、検討および調整を行う。

- (1) 交通公園敷地の新たな施設整備計画に関すること。
- (2) 新たな公園機能およびその配置に必要と認められる事項に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、次に掲げる委員 1 5 人をもって組織する。
 - ア 委員長 公園緑地担当課長
 - イ 副委員長 交通政策担当課長
 - ウ 委員 委員長が定めた関連部署の係長職以下の職員のうち、 所属長が指 名するもの13人
- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、委員長が特に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

6 部会

- (1) 委員会は、第2項に掲げる事項について必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。
- (2) 部会は、委員長が指名する者をもって構成する。
- (3) 部会は、委員長が特に必要があると認めたときは、前号に定める者以外の者を出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

7 報告

委員長は、青梅市長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、公園緑地担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年9月19日から実施し、第7項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

青梅市健康増進ポイントアプリ運営業務委託にかかる 公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市における健康増進ポイントを利用したアプリケーション(個人の健康づくりに資する行動等に対し、デジタル形式のポイントを付与し、当該付与ポイントをあらかじめ設定した基準に応じて報奨品に交換できる仕組みを基本的なサービスとして構築されたスマートフォン向けのアプリケーションをいう。)の運営業務を委託するに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市健康増進ポイントアプリ運営業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員長および委員をもって組織し、それぞれ次の職にある 者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 健康課長
- (2) 委員 企画政策課、高齢者支援課、健康課およびスポーツ推進課の各職員でそれぞれ所属長が指名するもの

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長(以下「市長」という。)に 報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、健康課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年8月17日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市帯状疱疹予防接種実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市(以下「市」という。)が帯状疱疹の予防接種(以下「予防接種」という。)を実施することについて必要な事項を定め、もって青梅市の区域内に住所を有する者(以下「市民」という。)の帯状疱疹の発症の抑制、重症化の予防および経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 接種対象者

予防接種の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であって、予防接種を希望するものとする。

- (1) 予防接種を実施する日時点で満50歳以上の市民であること。
- (2) 予防接種(次項第2号に定める不活化ワクチンの1回目の接種を除く。)を受けたことがないこと。
- 3 接種するワクチンの種類およびその回数

予防接種は、前項の接種対象者 1 人につき、次の各号に掲げるワクチンの種類に 応じて、当該各号に掲げる回数を限度として、接種するものとする。

- (1) 生ワクチン 1回
- (2) 不活化ワクチン 2回

4 実施医療機関

- (1) 予防接種は、青梅市長(以下「市長」という。)が一般社団法人青梅市医師会(以下「医師会」という。)に委託し、医師会の会員である医師のうち、予防接種の実施に関し協力する旨の承諾をしたものが診療を行う医療機関において実施するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、青梅市立総合病院での予防接種が必要と認められる場合は、同病院に依頼して実施するものとする。

5 予防接種の方法

- (1)接種対象者は、実施医療機関に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、健康保険被保険者証その他の住所および年齢を証するものを提示の上、予診票を提出し、予防接種を受けるものとする。
- (2) 実施医療機関は、予防接種を行うに当たっては、予診票により、予防接種の接種を行うものとする。

6 委託料

実施医療機関への委託料は、次の各号に掲げるワクチンの種類に応じて、当該各 号に掲げる1回当たりの金額にそれぞれの接種回数を乗じて得た額とする。

- (1) 生ワクチン 4千円
- (2) 不活化ワクチン 1万円

7 接種対象者の費用負担

接種対象者が予防接種を受けたときの費用負担は、次の各号に掲げるワクチンの種類に応じて、当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 生ワクチン 実施医療機関の定める1回当たりの金額から4千円を差し引いた 額
- (2) 不活化ワクチン 実施医療機関の定める1回当たりの金額から1万円を差し引いた額

8 委託料の請求および支払

- (1) 実施医療機関は、予防接種の実施後、青梅市帯状疱疹予防接種実施報告兼請求 書(別記様式)に、当該予防接種にかかる予診票の写しを添付の上、第6項の委 託料を市長に請求するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定による請求があったときは、これを審査の上、適正と認めるときは、当該請求を受理した日から30日以内に実施医療機関に支払うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を45日まで延長することができる。

9 予防接種の周知

市長は、予防接種の実施について、市の広報、ホームページ等により周知するものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、予防接種の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

11 実施期日

この要綱は、令和5年10月1日から実施する。

令和5年度青梅市物価高騰に伴う幼児教育・保育施設副食費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、物価高騰の影響を受ける幼児教育・保育施設および当該施設に在籍する児童の保護者(以下「保護者」という。)の経済的負担を軽減するため、副食費の物価高騰分に当たる経費を青梅市(以下「市」という。)が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼児教育・保育施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第3 1条第1項の規定により青梅市長(以下「市長」という。)の確認を受けた次の いずれかに該当する施設
 - (ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育 所(以下「認可保育所」という。)
 - (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「認 定こども園」という。)
 - イ 私立学校法(昭和24年法律第270条)第3条に規定する学校法人または 学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第6条の規定により学校法人以外 の者が設置する同法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)
- (2) 副食費 青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例(平成26年条例第21号)第13条第4項第3号に規定する 食事の提供に要する費用のうち、副食の提供に要する費用をいう。

3 補助対象者

令和5年度青梅市物価高騰に伴う幼児教育・保育施設副食費補助金(以下「補助金」という。)の補助対象者は、市の区域内で運営する幼児教育・保育施設の設置者 (以下「保育所等」という。)とする。

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間(以下「実施期間」という。)において、保育所等が保護者から徴収する、当該保育所等の運営上発生する副食費のうち物価高騰分に当たる経費とする。

5 補助金の交付額

- (1) 補助金の交付額は、別表の1の区分に定める補助対象施設ごとに同表の2の区分に定める補助対象児童の数に、同表の3の区分に定める補助単価(月額)を乗じて得た額の合計額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象児童から除く。
 - ア 管外受託児童(市の区域外に居住する児童であって、市の保育所等に在籍するものをいう。)
 - イ 副食費免除者(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第3条に規定する副食費徴収免除対象子どもをいう。)

6 交付申請

補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年度青梅 市物価高騰に伴う幼児教育・保育施設副食費補助金交付申請書(様式第1号)を市 長に提出しなければならない。

7 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに 補助金交付の可否について決定し、令和5年度青梅市物価高騰に伴う幼児教育・保 育施設副食費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者 に通知するものとする。この場合において、申請者に対し、実施期間において保護 者から徴収する副食費の増額をしない旨の条件を付するものとする。

8 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、令和5年度青梅市物価高騰に伴う幼児教育・保育施設副食費補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 交付申請の内容を変更しようとするとき。

- イ 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)を中止し、または廃止 しようとするとき。
- (2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、

これを適当と認めるときは、令和5年度青梅市物価高騰に伴う幼児教育・保育施設副食費補助金(変更・中止・廃止)承認書(様式第4号)により通知するものとする。

9 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和5年度青梅市物価高騰に伴う幼児教育・保育施設副食費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

10 補助金の額の確定

市長は、実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、 その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき 補助金の額を確定し、令和5年度青梅市物価高騰に伴う幼児教育・保育施設副食費 補助金額確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

11 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

12 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによるほか、市長が別に定める。

13 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年10月3日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表(第5項関係)

1 補助対象施設	2 補助対象児童	3 補助単価(月額)	
認可保育所	実施期間の毎月初日に在籍する満3歳	200円	
	に達する日以降の最初の3月31日を		
	経過した者であって、法第19条第2		
	号にかかる認定を受けた児童		
認定こども園	実施期間の毎月初日に在籍する法第1	10円×給食実施日数	
	9条第1号にかかる認定を受けた児童	(最大20日)	

令和5年度青梅市保育所等における 送迎バス等安全対策支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都保育所等における送迎バス等安全対策支援事業実施要綱(令和5年1月20日付け4福保子保第3625号)および令和5年度東京都保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付要綱(令和5年7月26日付け5福祉子保第197号)にもとづき、保育所等の子どもの安全・安心を確保するため、送迎バスの置き去り防止および送迎バス以外の事故防止ならびに午睡時の事故防止に向けた取組にかかる事業に対し、青梅市(以下「市」という。)が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

令和5年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)の補助対象者は、市の区域内で運営するものであって、次に掲げるいずれかの施設の設置者または事業の実施者(以下「保育所等」という。)とする。(1)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条第1項の規定によ

- り青梅市長(以下「市長」という。)の確認を受けた次のいずれかに該当する施設 ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法第3条第3項の認定を受けた施設
- (2) 子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により市長の確認を受けた次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

- イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱(平成22年8月2日付け 22福保子保第910号) および東京都一時預かり事業実施要綱(平成27年7 月27日付け27福保子保第507号) にもとづき実施する一時預かり事業
- (4) 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱にもとづき実施する定期利 用保育事業
- (5) 東京都病児保育事業実施要綱(平成21年9月8日付け21福保子保第375 号)第4の1および2の規定により実施する病児保育事業
- 3 補助対象事業

補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業であって、保育所等が実施するものとする。

- (1) 送迎バスの子どもの置き去り防止事業(次のアからウまでのいずれかに該当するものとする。)
 - ア 送迎バス用の安全装置の設置
 - イ こどものバス送迎・安全徹底マニュアル(令和4年10月12日付け内閣官 房・内閣府・文部科学省・厚生労働省作成)等にもとづく研修の実施
 - ウ その他バスの安全点検、改修等の置き去り防止にかかる取組
- (2) 送迎バス以外の子どもの事故防止事業
 - ア 送迎バス以外の施設外および施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等 の事故防止の対策
 - イ 午睡中の事故防止対策に必要な機器の購入等
- 4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出 する経費で、別表の2の区分に定める補助対象経費とする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助対象事業ごとに算出した額の合計額とする。この場合に おいて、補助対象事業ごとに算出した額は、別表の3の区分に定める補助基準額と 前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額 とを比較して、いずれか少ない方の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

6 補助対象期間

補助金の対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

7 交付申請

補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年度青梅

市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)を市長に提出しなければならない。

8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに 補助金交付の可否について決定し、令和5年度青梅市保育所等における送迎バス等 安全対策支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申 請者に通知するものとする。

9 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、令和5年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

- イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。
- (2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、 これを適当と認めるときは、令和5年度青梅市保育所等における送迎バス等安全 対策支援事業補助金事業(変更・中止・廃止)承認書(様式第4号)により通知 するものとする。

10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和5年度青梅市保育所等における 送迎バス等安全対策支援事業補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う 現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およ びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場 合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度青梅市保育所等における送迎バ ス等安全対策支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に 通知するものとする。

12 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書(様式第7号)により市長に

報告しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

13 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによるほか、市長が別に定める。

14 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年10月3日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。 別表(第4項、第5項関係)

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助基準額
(1) 送迎バスの	ア 送迎バス用の安全装置の設置にかかる機	1台当たり
子どもの置き	器等の導入経費(需用費、備品購入費、委託	100 万円
去り防止事業	料、役務費、工事費、リース料等)	
	イ こどものバス送迎・安全徹底マニュアル等	
	にもとづく研修の実施にかかる経費(需用	
	費、講師謝礼等)	
	ウ その他バスの安全点検、改修等の置き去り	
	防止に向けた取組にかかる経費(委託料、役	
	務費等)	
(2) 送迎バス以	ア 送迎バス以外の施設外および施設内活動	1施設または
外の子どもの	時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防	1事業当たり
事故防止事業	止の対策に必要な経費(需用費、備品購入費、	200 万円
	リース料、委託料、役務費、工事費等)	
	イ 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購	
	入等にかかる経費(需用費、委託料、役務費、	
	リース料等)	

備考

1 令和4年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付要綱 (令和5年3月27日実施)にもとづき、当該補助金の交付を受けた保育所等につ いては、補助基準額から当該補助金の交付額を差し引くものとする。

2 (1)アの要件

- (1) 対象となる安全装置については、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン(令和4年12月20日付け国土交通省策定)に適合したものであること。
- (2) 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)等にもとづき、安全な保育環境の確保を図ること。この場合において、こどものバス送迎・安全徹底マニュアルを活用すること。

3 (2)イの要件

- (1) 対象児童については、0歳から2歳までの児童を対象とすること。ただし、3 歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、対象機器を使用する必 要があると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 対象機器については、対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体の動きや向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器(午睡チェック、無呼吸アラーム等)とすること。
- (3)機器を導入した場合においても、教育・保育施設等における事故防止及び事故 発生時の対応のためのガイドラインについて(平成28年3月31日付け府子本 第192号内閣府子ども・子育て本部参事官、27文科初第1789号文部科学 省初等中等教育局幼児教育課長、雇児保発0331第3号厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局保育課長通知別添)等にもとづき、安全な保育環境の確保に努めるこ と。
- (4) 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合および機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は、対象外とすること。

令和5年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都保育所等物価高騰緊急対策事業実施要綱(令和4年11月4日付け4福保子保第2838号。以下「都実施要綱」という。)および令和5年度東京都保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱(令和5年7月4日付け5福保子保第1235号。以下「都交付要綱」という。)にもとづき、物価高騰の影響を受ける保育所等の負担を軽減するため、食材料費および光熱水費の物価高騰分に要する経費に対し、青梅市(以下「市」という。)が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

令和5年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金(以下「補助金」という。) の補助対象者は、市の区域内で運営するものであって、次に掲げるいずれかの施設 の設置者または事業の実施者(以下「保育所等」という。)とする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条第1項の規定により青梅市長(以下「市長」という。)の確認を受けた次のいずれかに該当する施設ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法第3条第3項の認定を受けた施設
- (2) 子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により市長の確認を受けた次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱(平成22年8月2日付け22福保子保第910号)および東京都一時預かり事業実施要綱(平成27年7月27日付け27福保子保第507号)の規定にもとづき実施する一時預かり事業(東京都一時預かり事業実施要綱第4項第3号に規定する居宅訪問型を除く。)
- (4) 東京都一時預かり事業·定期利用保育事業実施要綱にもとづき実施する定期 利用保育事業
- (5) 東京都病児保育事業実施要綱(平成21年9月8日付け21福保子保第375号)の規定にもとづき実施する病児対応型病児保育事業および病後児対応型病児保育事業
- 3 補助対象事業

補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、令和5年4月1日 から同年9月30日までの期間(以下「実施期間」という。)において、保育所等の 運営上発生する食材料費および光熱水費を負担する物価高騰緊急対策事業とする。

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、実施期間において、保育所等が負担する食材料費および光熱水費の物価高騰分とする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の1の区分に定める補助対象施設および事業ごとに同表の2の区分に定める補助基準額とする。ただし、第2項第1号および第2号の施設

および事業については、補助基準額から算定した交付額が同表の3の区分に定める補助下限額を下回る場合は、当該補助下限額を交付額とする。

6 交付申請

補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年度青梅 市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出し なければならない。

7 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに 補助金交付の可否について決定し、令和5年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事 業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知する ものとする。この場合において、補助事業者に対し、実施期間において物価高騰に 伴う負担を利用者から徴収しない旨の条件を付するものとする。

8 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、令和5年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、 これを適当と認めるときは、令和5年度青梅市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金事業(変更・中止・廃止)承認書(様式第4号)により通知するものとする。

9 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和5年度青梅市保育所等物価高騰 緊急対策事業補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

10 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う 現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およ びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場 合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度青梅市保育所等物価高騰緊急対 策事業補助金額確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものと する。

11 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

12 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによるほか、市長が別に定める。

13 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年10月3日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市特定不妊治療費(先進医療)助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、医療保険が適用された不妊治療を受ける者に対し、当該不妊治療とともに実施された先進医療にかかる医療費の一部に関し、青梅市特定不妊治療費(先進医療)助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策に寄与することを目的とする。

2 対象となる治療

助成の対象となる不妊治療は、東京都特定不妊治療費(先進医療)助成事業実施要綱(令和4年10月7日付け4福保子家第995号。以下「都要綱」という。)にもとづき、体外受精および顕微授精(医師の判断にもとづき、やむを得ず治療を中止した場合(卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合)を除く。以下これらを「特定不妊治療」という。)を保険診療として受診した際に、全額自己負担で実施した「先進医療として告示された治療および技術」(以下「先進医療」という。)とする。

3 助成対象者

助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいず

れにも該当する者とする。

- (1) 都要綱にもとづき、医療費助成(以下「都助成」という。)の決定を受けている者
- (2) 特定不妊治療と併せて先進医療を受診した者またはその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が、都助成を申請したその日から引き続き青梅市の区域内に住所を有する者
- (3) 他の市区町村から当該助成金と同種の助成を受けていない者

4 助成金の額

助成金の額は、先進医療にかかる医療費として支払った額から都助成の決定を受けた額を控除して得た額とし、5万円を限度とする。

5 交付申請

助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都助成の決定を 受けた日から1年以内に青梅市特定不妊治療費(先進医療)助成金交付申請書(様 式第1号)に関係書類を添えて、青梅市長(以下「市長」という。)に申請しなけれ ばならない。

6 交付決定

市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、助成の可否を決定し、青梅市特定不妊治療費(先進医療)助成金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

7 交付請求

助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、速やかに青梅市 特定不妊治療費(先進医療)助成金交付請求書(様式第3号)により市長に請求し なければならない。

8 交付

市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付する。

9 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによる。

10 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年11月1日から実施し、令和8年4月1日にその効力を 失うものとする。ただし、第3項第1号および第2号の規定は、令和4年4月1 日以後に先進医療を受診した者ならびに都助成の申請をし、および決定を受けた 者について適用する。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された助成金に関して、この要

綱の失効後に必要となる実績報告、助成金返還等の手続に関しては、なお従前の 例による。

青梅市新規就農者育成総合対策資金交付要綱

1 目的

この要綱は、国の新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。)および東京都の新規就農者育成総合対策(経営開始資金)費補助金交付要綱(令和4年4月1日付け4産労農振第 155号。以下「都交付要綱」という。)にもとづき、青梅市の区域内において、経営を開始し、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対して、予算の範囲内において新規就農者育成総合対策資金(以下「資金」という。)を交付し、農業経営開始直後の経営確立および新規就農者の育成・確保を図ることを目的とする。

2 交付対象者

資金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)独立・自営就農(自ら農地や機械等を用意して就農する方法をいう。以下同じ。)時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 令和2年4月1日以後に、次のアからオまでに掲げる要件を満たす独立・自営就農をすること。
 - ア 農地の所有権または利用権(農地法(昭和27年法律第229号)第3条にもとづく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するものその他関係法令にもとづく認定を受けたものまたは特定作業受委託契約(受託者が、基幹的な作業(耕起・整地、播種、収穫等)を行うこと、生産した農産物を受託者の名義で販売すること等について契約を結ぶもの)を締結したものをいう。)を有していること。
 - イ 主要な農業機械および施設を所有し、または借用していること。
 - ウ 生産物または生産資材を自らの名義で出荷し、取引すること。
 - エ 農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を自らの名義の通帳および帳簿で管理すること。
 - オ 農業経営に関する主宰権を有していること。

- (3) 基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画(以下「青年等就農計画」という。)の認定を受けていること。ただし、資金の交付期間中に同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合および同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 青年等就農計画に新規就農者育成総合対策(経営開始資金)費補助金申請追加資料を添付したもの(以下「青年等就農計画等」という。)が次のいずれにも該当すること。
 - ア 農業経営を開始してから5年後までに農業(農産物加工、直接販売等の関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 当該計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 青年等就農計画等について、農業経営の全部または一部を継承する場合は、 継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、 交付期間中に新規作目の導入、経営の多角化など経営発展に向けた取組を行い、 新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。) と同等の経営リスクを負って経営を開始する者であると青梅市長(以下「市長」 という。)が認めること。ただし、1戸1法人(世帯員のみで構成される法人 をいう。)以外の農業法人を継承する場合を除く。
- (6) 人・農地の具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)2(1)にもとづき実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる既存の人・農地プランおよび同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等(以下これらを「人・農地プラン」という。)に中心となる経営体として位置付けられ、もしくは位置付けられることが見込まれること、または農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。)。
- (7) 国の給付、助成金等について、次のいずれにも該当していること。
 - ア 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
 - イ 国実施要綱別記3雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)の別記2農の雇用事業(以下「農の雇用事業」という。)、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業(以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。)、新規就農者

確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20付け3経営第 1996号農林 水産事務次官依命通知)の別記2雇用就農者実践研修支援事業(以下「雇用 就農者実践研修事業」という。)による助成金の交付を現に受けておらず、 かつ、過去に受けていないこと。

- ウ 経営継承・発展事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988 号農林水産事務次官依命通知)の経営継承・発展支援事業による補助金の交 付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。
- (8) 栽培用のビニールハウスその他の園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済または民間事業者が提供する保険または施工業者による保証等に加入し、または加入することが確実と見込まれること。
- (9) 前年の世帯全体の所得(第14項第3号に規定する災害により就農を休止する場合の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。)が600万円以下であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき事情があると市長が認める場合は、採択および交付をすることができる。
- (10)就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの 積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思が あること。
- (11)令和2年4月1日以後に農業経営を開始した者であること。
- (12)市税等を滞納していないこと。
- (13)夫婦で農業経営を開始した場合は、前各号に定めるもののほか、次のいずれ にも該当する者であること。
 - ア 家族経営協定(家族での農業経営を行う者が、経営方針、役割分担、就業環境等について、協議して決定したものをいう。)を締結しており、当該協 定に夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
 - イ 主要な経営資産を夫婦で共有し、または借用していること。
 - ウ 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等であること。
- (14)複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、前各号に定めるもののほか、当該農業法人および青年就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等であること。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者が当該法人の役員にいないこと。
- 3 交付金額および交付期間
 - (1) 資金の交付金額は、交付期間1月につき1人当たり12万5,000円とし、

1年につき1人当たり150万円を上限とする。

- (2) 夫婦で農業経営を開始した場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、前号の交付金額に100分の150を乗じて得た額を交付する。
- (3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、交付期間1年につき、経営者それぞれ同項第1号に規定する額を交付する。
- (4) 資金の交付期間は、令和5年4月1日以後の期間とし、最長3年間(経営開始後3年度目分まで)とする。

4 青年等就農計画等の承認申請

- (1) 資金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、青年等就農計画等承認申請書(様式第1号)に青年等就農計画等を添えて市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する申請に対する承認を行うに当たり、国実施要綱別記 2第7の2(1)に定めるところにより必要に応じて助言および指導を行うとと もに、必要書類の追加提出を求めることができる。

5 青年等就農計画等の承認

- (1) 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、青年等就農計画等審査結果通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。
- (2) 前号に規定する審査は、第12項第1号アに規定する、サポート体制を構築している農業振興事務所西多摩農業改良普及センター等の関係機関による面接等により、実施するものとする。
- 6 青年等就農計画等の変更申請

前項の規定により承認を受けた者は、その計画等を変更(追加の設備投資を有しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合を除く。)するときは、青年等就農計画等変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

7 青年等就農計画等の変更承認

市長は、前項に規定する変更申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、青年等就農計画等変更審査結果通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

8 交付申請

- (1) 第5項第1号の規定により承認を受けた者は、新規就農者育成総合対策資金 交付申請書(様式第5号)を作成し、市長に提出しなければならない。
- (2) 前号の規定による交付の申請は、半年分または1年分を単位として行うこと

とし、申請する資金の交付対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。 申請の対象は、令和3年4月以降の農業経営とする。

9 交付決定

市長は、前項の交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を 決定し、新規就農者育成総合対策資金交付(不交付)決定通知書(様式第6号) を申請者に通知するものとする。

10 資金の請求および交付

- (1) 前項の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、 速やかに新規就農者育成総合対策資金請求書(様式第7号)を市長に提出しな ければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに資金を交付するものとする。ただし、資金の交付は、半年分を単位として行うものとする。

11 就農状況報告等

(1) 就農状況報告

交付決定者は、資金の交付期間中および交付期間終了後5年間(第3号の規定により就農の中断を報告したときは、当該就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末日および1月末日までに、その直前6か月の就農状況報告(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(2) 作業日誌

交付決定者は、交付期間終了後5年間、毎年7月末日および1月末日までに その直前6か月の作業日誌(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(3) 住所等変更報告

交付決定者は、資金の交付期間内および交付期間終了後5年の間に氏名、居住地、電話番号等を変更したときは、速やかに住所等変更届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(4) 就農中断報告

交付決定者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断するときは、中断後1か月以内に就農中断届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。ただし、就農中断期間は、就農を中断した日から1年以内とする。

(5) 就農再開届

前号の規定により就農を中断した交付決定者は、就農を再開する場合は就農 再開届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(6) 離農届

交付決定者は、交付期間終了後5年間に農業経営を中止し、離農した場合は、 離農届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

12 就農期間中の確認

(1) 就農状況の確認

ア サポート体制の整備

市長は、交付決定者の経営・技術、営農資金および農地の各課題に対応できるよう、農業振興事務所西多摩農業改良普及センター等の関係者で構成するサポート体制および当該サポート体制の中から、交付決定者ごとに経営・技術、営農資金および農地の担当者を選任したサポートチーム(以下「サポートチーム」という。)を構成するものとする。

イ サポートチームの業務

サポートチームは、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して 適切な助言および指導が可能な農業者を参画させ、当該農業者は、交付対象 者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言および指 導を行うものとする。

ウ 就農状況報告の確認

市長は、前項第1号の就農状況報告の提出を受けたときは、就農状況確認 チェックリスト(様式第14号。以下「チェックリスト」という。)により、 交付決定者の状況に応じた効果的な方法で適切な助言および指導を実施する ものとする。

エ 経営状況の確認

市長は、前記ウの確認に加え、サポートチームと協力して交付決定者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる方法により、チェックリストを用いて、交付対象者の経営状況および課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言および指導を行うものとする。

- (ア) 交付決定者への面談により、次に掲げる事項を確認すること。
 - a 営農に対する取組状況
 - b 栽培・経営管理状況
 - c 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況
 - d 労働環境等に対する取組状況
- (イ) 農地について、次に掲げる事項を確認すること。
 - a 耕作すべき農地が遊休化されていないこと。

- b 農作物を適正に生産していること。
- (ウ) 次に掲げる書類を確認すること。
 - a 作業日誌
 - b 帳簿
 - c 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借または売買契約書その他契約状況がわかる書類の写し)
- (2) 就農中断者の状況確認
 - ア 市長は、交付決定者から前項第3号に規定する就農中断届の提出があった ときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、就農中断審査結果通知 書(様式第15号)を交付決定者に通知するものとする。
- イ 市長は、就農中断届の提出のあった交付決定者の就農再開に向けた取組状 況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。
- 13 資金の受給中止

交付決定者は、農業経営の中止等の理由により資金の受給を中止するときは、 中止届 (様式第16号) を市長に提出しなければならない。

14 交付の休止等

- (1) 交付決定者は、病気などのやむを得ない理由により、1年以内の期間で就農を休止するときは、休止届(様式第17号)を市長に提出しなければならない。
- (2) 前号の休止届を提出した交付決定者が就農を再開するときは、経営再開届(様式第18号)を市長に提出しなければならない。
- (3) 交付決定者が妊娠・出産または災害により就農を休止する場合は、1度の妊娠・出産または災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。
- (4) 前号の休止期間を設ける場合は、当該休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、同項第2号に規定する経営再開届と合わせて第6項の手続に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を市長に申請しなければならない。ただし、第3項第2号に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

15 交付の停止

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の交付を停止し新規就農者育成総合対策資金停止通知書(様式第19号)を当該決定者に通知する。

(1) 第2項に規定する交付対象者の要件を満たさなくなったとき。ただし、第2項第9号の規定に再度該当する場合は資金の交付を再開することができる。

- (2) 農業経営を中止し、または第13項の規定による中止届の提出があったとき。
- (3) 前項に規定する休止届の提出があったとき。
- (4) 第11項第1号の就農状況報告書を期日までに提出しなかったとき。
- (5) 第12項第1号の就農状況の確認により、都交付要綱別表第2交付対象者の 考え方に示される交付対象者の基準を満たさず、適切な農業経営を行っていな いと市長が判断したとき。
- (6) 国実施要綱の別記2の第10の3に規定する国が実施する報告の求めまたは 立入調査に協力しないとき。

16 資金の返還

- (1) 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、資金を返還しなければならない。ただし、アまたはウの規定に該当する場合であって、病気、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。
 - ア 前項第1号から第6号までの規定に該当した時点が、すでに交付した資金 の対象期間中にあっては、残りの対象期間の月数分(当該事項に該当した月 を含む。)の資金を月単位で返還する。
 - イ 虚偽の申請等を行ったときは、資金の全額を返還する。
 - ウ 資金の交付期間(休止等により、実際に交付を受けなかった期間を除く。) と同期間について、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済 みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単 位)で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第11項第4号の就農中断 報告を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期 間と同期間さらに就農継続した者を除く。
- (2) 前号の規定により、資金の返還を命令する場合において、市長は、期限を定めて新規就農者育成総合対策資金返還命令書(様式第20号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

17 資金の返還免除申請

交付決定者は、前項に規定する病気、災害その他やむを得ない理由があると市 長が認めたときに該当する場合は、返還免除申請書(様式第21号)を市長に提 出しなければならない。

18 返還免除の承認

市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、返還免除審査結果通知書(様式第22号)により、申請した交付決定者に通知するものとする。

19 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、国実施要綱、都交付要綱および青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)に定めるところによるものとする。

20 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年9月19日(以下「実施日」という。)から実施し、 第3号および第4号の規定を除き、令和5年4月1日から適用する。ただし、 令和8年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された資金に関して、この要綱の失効後に必要となる就農状況報告、就農期間中の確認、資金の受給中止、交付の休止、資金の交付の停止、資金の返還および資金の返還免除の手続については、なお従前の例による。
- (3) 青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱(平成29年11月7日実施。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- (4) この要綱の実施日前に決定された旧要綱における農業次世代人材投資資金の 交付等の手続については、なお従前の例による。

令和5年度青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、原油価格を含む物価の高騰によって農業経営に大きな影響を受けている農業者への支援を図るため、予算の範囲内において青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、「農業者」とは、青梅市の区域内(以下「市内」という。) に農地を有し、令和4年度時点で農産物等を市場へ出荷している市内に住所を有 する個人または市内に主たる事業所を有する法人をいう。

3 補助対象者

補助金の対象者は、農業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年分の確定申告を行った者または法人としての決算を行った者であって、農産物等の販売金額が15万円以上であること。
- (2) 令和4年度時点で農業を営んでおり、補助金の交付後も継続予定であるこ

と。

4 補助金の交付額

(1) 補助金の交付額は、令和4年分確定申告または法人にあっては直前の事業年度における決算書において農業経営にかかる経費として申告したもののうち、次の表の左欄に掲げる交付対象経費に、同表の右欄に掲げる補助率を乗じて得た金額の合計額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

交付対象経費	補助率
肥料費	40パーセント
飼料費	20パーセント
動力光熱費	20パーセント

(2) 補助金の交付額の上限は30万円とし、支給は1回限りとする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年度 青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号) に次に掲げる書類を添えて青梅市長(以下「市長」という。)に申請しなければ ならない。

- (1) 令和4年分確定申告書または法人にあっては直前の事業年度における決算書の写し
- (2) 振込先口座が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

6 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、令和5年度青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援補助金交付決定通知書(様式第2号)または令和5年度青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は前号の交付決定を行った場合、期日を定め、指定された金融機関の口座へ補助金を交付するものとする。

7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによる。

8 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年10月24日から実施し、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市議会議場会議システム改修業務委託 プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市議会における議場会議システムについて、社会環境等の変化に応じた最適なシステムに更新するに当たり、その業務の履行に最も適した者を厳正かつ公正に選定するため、青梅市議会議場会議システム改修業務委託プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員5人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 議会事務局長
- (2) 副委員長 議会事務局次長
- (3) 委員 企画部情報システム課長、企画部DX推進課長および総務部施設課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長(以下「市長」

という。)に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年10月31日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱

1 目的

この要綱は、青梅市立学校施設のあり方審議会(以下「審議会」という。)の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会議の公開原則

審議会の会議は、これを公開する。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、 会議を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、青梅市情報公開条例(平成30年条例第31号。 以下「条例」という。)第7条各号に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正、かつ、円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

3 非公開の決定方法

審議会の議長は、前項ただし書に該当すると認めるとき、または委員からその旨の指摘があったときは、審議会に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

4 会議開催の事前公表

- (1) 会議の開催は、公開、非公開の別にかかわらず、原則として会議開催の日の1 5日前までに公表するものとする。
- (2) 前号の規定により公表する内容は、会議名、日時、場所、付議予定案件名、傍 聴者の定員その他必要な事項とする。

5 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、会議場の広さによって審議会の会長が定めるものとする。

6 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、審議会の定める場所において傍聴者受付簿 (様式第1号) に所要事項を記載し、傍聴券(様式第2号) の交付を受けなけれ ばならない。
- (2) 傍聴券の交付は、会議開始の30分前から行うものとする。
- (3) 傍聴券の交付は、先着した傍聴者から順に行うものとする。ただし、会議開始 の30分前に定員を超える場合は、抽選により決定するものとする。
- (4) 傍聴者は、求められたときは傍聴券を提示しなければならない。

7 傍聴席

傍聴席は、会長がこれを指定する。

- 8 傍聴席に入ることができない者 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 9 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の 方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為をしないこと。
- 10 写真、動画等の撮影および録音等の制限

傍聴者は、写真、動画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらか じめ会長の許可を得なければならない。

11 傍聴者の退場

(1) 傍聴者がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、議長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(2) 第2項ただし書の規定により、審議会の会議を非公開としたときは、議長は傍 聴者を退場させるものとする。

12 報道関係者の取扱い

- (1) 会長は、第5項および第6項の規定にかかわらず、公開の会議にあっては、報道関係者を傍聴させることができる。
- (2) 第7項から前項までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

13 議事録等

審議会の議事録および会議資料(以下「議事録等」という。)は、これを公開する。 ただし、議事録等において取り扱う情報が、条例第7条各号に該当すると認められ るときは、この限りでない。

14 委任

この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

15 実施期日

この要綱は、令和5年8月1日から実施する。

青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市文化交流センターにおいてカフェを経営する事業者(以下「カフェ事業者」という。)の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザル方式による事業者選定の実施方法をまとめた実施要領の決定 に関すること。
- (2) その他カフェ事業者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、委員5人をもって組織し、それぞれ次の職にあるものをもってこれ に充てる。

- (1) 委員長 生涯学習部長
- (2) 副委員長 社会教育課長

(3) 委員 市民活動推進課、シティプロモーション課および教育総務課に所属する職員のうちから生涯学習部長が指名する職員各1人

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 報告

委員長は、委員会の会議で協議した結果をまとめ、青梅市長(以下「市長」という。) に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年9月1日から実施し、第6項の規定にもとづく市長への報告をした日の翌日をもって廃止する。

